

はじめに

平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号、以下「配偶者暴力防止法」という。）が議員立法により成立し、同年 10 月から（配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成 14 年 4 月から）施行された。平成 16 年 5 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 64 号、以下「改正法」という。）が議員立法により成立し、同年 12 月に施行された。

改正法には、精神的暴力を含めるなど配偶者からの暴力の定義の拡大、被害者の子への接近禁止命令等保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する主務大臣による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定等が盛り込まれた。改正法施行後、関係府省庁において運用面で改善された事項も多く、国及び地方公共団体の取組は着実に前進しつつある。

配偶者暴力防止法は、その附則において、施行後 3 年を目途として、施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置がとられる旨、規定されている。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会においては、平成 18 年 6 月以降、計 8 回の会合を開催し、配偶者暴力防止法の施行状況を調査検討し、配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題を把握・整理したところである。

この取りまとめ結果について、配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討や基本方針の見直しに役立てていただくこと、関係府省庁の施策の一層の推進に資することを心から期待している。

